

参 考 资 料

5.4. 税務機構および職員数、税務歴調

(平成27年4月1日現在)

機構	区分	部長	税務室長	参事	課主 長幹	課長 補佐	副主 幹	主査	主任	主技 事師	書記	事務員	合計	平均 経験 年数	均 税 務
総 務 部 税 務 室	市民税課	1	1	0	1	2	2	1	4	1	2	13	5.2		
	市税 収納課				1	2	1	1	1	4	2	12	3.2		
	回収 債権課				1	1	2	0	1	0	0	5	11.3		
	資産 税課				1	1	1	2	5	4	1	15	6.1		
合計		1	1	0	4	6	6	4	11	9	5	47	5.1		

部長、税務室長、含む



5.5. 事務分掌

税務室長含む

課名	事務分掌
市民税課	(1) 税務の企画調整に関する事。 (2) 個人市民税及び県民税並びに法人市民税の賦課に関する事。 (3) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。 (4) 第2号及び第3号に係る証明に関する事。 (5) 譲与税及び交付金（他部課に属するものを除く。）に関する事。 (6) 室及び課の庶務に関する事。
市税収納課	(1) 市税等（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定に関する事。 (2) 市税等の徴収及び収納に関する事。 (3) 税務証明（他部課に属するものを除く。）に関する事。 (4) 課の庶務に関する事。
滞納対策課	(1) 債権回収（市長が指定したものに限る。）に関する事。 (2) 未収債権の徴収に係る助言等に関する事。 (3) 未収債権に係る調査及び調整に関する事。 (4) 課の庶務に関する事。
資産税課	(1) 固定資産税、都市計画税等の賦課に関する事。 (2) 固定資産評価審査委員会に係る審査申出の弁明書作成に関する事。 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 (4) 第1号に係る証明に関する事。 (5) 課の庶務に関する事。

56 . 平成27年度市税賦課及び徴収一覧表

税目		課税客体	納税義務者	賦課期日
市 民 税	個人市民税	1.市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2.市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)		1月1日
	法人市民税	1.市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 2.市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) 3.法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割)		一事業年度が基礎となる
固定資産税		固定資産 土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車	当該原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 (所有権を留保している軽自動車等については、その買主)	4月1日

課税標準及び税率		申告期限	納期
所得割 均等割	6% 3,500円	申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届 徴収義務がなくなった 事由が発生した月の翌 月の10日	普通徴収 第1期 6月10日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 翌年1月1日～1月31日 特別徴収 毎月分を翌月の10日まで
法人税割 14.7% (12.3%) 但し、平成26年10月1日以降開始の事業年度分より 12.1% (9.7%) 均等割 1. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業員数50人以下 60,000円 2. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業者数50人超 144,000円 3. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人以下 156,000円 4. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人超 180,000円 5. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人以下 192,000円 6. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人超 480,000円 7. 資本金等の額が10億円超 市内従業者数50人以下 492,000円 8. 資本金等の額が10億円超50億円以下 市内従業者数50人超 2,100,000円 9. 資本金等の額が50億円超 市内従業者数50人超 3,600,000円	法人税申告期限まで	決算日の2ヶ月後 予定・中間・修 正申告について はその申告期限 まで	
賦課期日における価格(地方税法に特別に定め のあるものを除く)の1.4/100 免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満		償却資産 1月31日	第1期 5月10日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 翌年2月1日～2月末日
1. 原動機付自転車 年額 50cc以下 1,000円 50cc超 90cc以下 1,200円 90cc超 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 2. 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 貨物・営業用 3,800円 自家用 5,000円 乗用・営業用 6,900円 自家用 10,800円 3. 2輪の小型自動車 4,000円 4. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	但し、平成27 年3月31日以前 に初めて道路 運送車両法第 60条第1項の規 定による車両 番号の指定を 受けた3輪以上 の軽自動車	取得申告 納税義務の発生後 15日以内 廃車申告 納税義務が消滅し た日から30日以内	5月1日～5月31日

税目	課税客体	納税義務者	賦課期日
市たばこ税	売渡し又は消費等に係る 製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	
特別土地保有税	課 税 停 止		
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場の入湯者	
都市計画税	土 地 家 屋	当該土地家屋の所有者	1月1日
国有資産等所在市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産 で貸付資産 (交付金対象課税客体)	国、地方公共団体	

課税標準及び税率	申告期限	納期
売渡し本数1,000本につき 5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円)	前月の売渡し分につき 翌月末日までに申告納付	
入湯客 宿泊150円 日帰り75円	前月の入湯客数を 翌月15日までに申告納付	
賦課期日における価格の0.3/100 価格は固定資産税(土地・家屋)の課税標準と なるべき価格による(地方税法に特別に定め あるものを除く)		固定資産税の納期 と同じ
算定標準額の1.4/100 (法で定めのあるものを除く) 交付金については前年の3月31日現在におい て国有財産台帳等に記載された価格による		交付金 毎年6月30日

57. 税率の変遷

年度		元～5		6～7	
税目					
市 民 税	個人均等割	2,000円		同左	
	法人均等割	3,600,000円	180,000円	3,600,000円	180,000円
		2,100,000円	144,000円	2,100,000円	156,000円
		480,000円	48,000円	492,000円	144,000円
		ただし、3月31日以前に終了する事業年度分については旧税率適用		480,000円	60,000円
			192,000円	ただし、平成6年3月31日以前に終了する事業年度分については旧税率適用	
	個人所得割	標準税率		同左	
	法人税割	14.7/100		同左	
		なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については			
		12.3/100			
固定資産税		1.4/100		同左	
	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円		同左	
	市たばこ税	売渡し本数1,000本につき 1,997円 (旧3級品は1,000本につき 948円)		同左	
	特別土地保有税	土地の保有者 1.4/100 土地の取得者 3/100		同左	
	入湯税	1人1日 150円		同左	
	都市計画税	0.3/100		同左	

8	9 ~ 1 0	1 1 ~ 1 4
2,500円	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	売渡し本数1,000本につき 2,434円 (旧3級品は1,000本につき 1,155円)	売渡し本数1,000本につき 2,668円 (旧3級品は1,000本につき 1,266円)
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度		1 5	1 6
税目			
市 民 税	個人均等割	2,500円	3,000円
	法人均等割	3,600,000円 180,000円 2,100,000円 156,000円 492,000円 144,000円 480,000円 60,000円 192,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左
	固定資産税	1.4/100	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左	
市たばこ税	7/1より 売渡し本数1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)	売渡し本数1,000本につき 2,977円 (旧3級品は1,000本につき 1,412円)	
特別土地保有税	課税停止	同左	
入湯税	1人1日 150円	同左	
都市計画税	0.3/100	同左	

17	18	19
3,000円 均等割の納税義務 を負う夫と生計を 一にしている妻 1,500円	3,000円	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	7/1より 売渡し本数1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円)	売渡し本数1,000本につき 3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

税目		年度	20 ~ 21	22
市 民 税	個人均等割		3,000円	同左
	法人均等割		60,000円 480,000円 144,000円 492,000円 156,000円 2,100,000円 180,000円 3,600,000円 192,000円	同左
	個人所得割		標準税率	同左
	法人税割		14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左
	固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左	
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)	10/1より 売渡し本数1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円)	
特別土地保有税		課税停止	同左	
入湯税		1人1日 150円	同左	
都市計画税		0.3/100	同左	

税目		年度	26	27
市 民 税	個人均等割		3,500円	同左
	法人均等割		60,000円 480,000円 144,000円 492,000円 156,000円 2,100,000円 180,000円 3,600,000円 192,000円	同左
	個人所得割		標準税率	同左
	法人税割		14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左 但し、平成26年10月1日以降開始の事業年度分より 14.7/100 12.1/100 12.3/100 9.7/100
	固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左 但し、平成27年4月1日以後に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車については 3輪 3,900円 4輪貨物営業用 3,800円 4輪貨物自家用 5,000円 4輪乗用営業用 6,900円 4輪乗用自家用 10,800円	
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 5,262円 (旧3級品は1,000本につき 2,495円)	同左	
特別土地保有税		課税停止	同左	
入湯税		宿泊150円 日帰り75円	同左	
都市計画税		0.3/100	同左	

平成 27 年 度
川 西 市 税 務 概 要

発 行 平成 27 年 10 月

編集・発行 川 西 市 市民税課
総務部税務室 市税収納課
債権回収課
資産税課